# フードバンク食品事故発生対応マニュアル

## 1. 目的

食品事故が発生した場合の被害や影響を最小限に止めることを目的とする。

### 2. 食品事故の定義

食品事故とは以下のいずれかの項目に該当するものをいう

- ① 人体への被害があり、かつ被害が拡大するおそれのある場合、また、拡大防止のための必要な処置を講じる必要がある場合
- ② 人体被害に繋がる可能性のある異物混入や異味異臭などの申し出があり①と同様な事態に発展する可能性がある場合
- ③ 法令への重大な違反があった場合
- ④ 食品回収等の行政命令や提供元の企業による自主回収の判断があった場合
- ⑤ その他事件性のある場合

## 3. 食品事故の対応

(1) 報告ルールと流れ

提供先、提供元、マスコミ、外部からの通報等がフードバンクにあった場合



事務局長及び理事長へ速やかに報告



判断者 事務局長は正確な情報の収集をおこない、内容を理事長へ報告、両者で対応を協議

### 判断基準

- ○事故のレベル内容に応じ、対応を判断
- ○発生した食品事故が活動及び社会に与える影響が重大な場合は、危害の重篤度、拡 散性、事件性、マスコミ報道の必要性で判断する

## 対応



- ① 食品引き取り以前に食品事故の原因がある場合
  - (食品自体に法令への重大な違反があった場合、商品回収等の行政命令や提供元の企業による自主回収の判断があった場合等)
  - 提供元へ原因説明を求めるとともに対応を両者で協議・確認し提供団体へ対応を 依頼、取りまとめをおこなう
- ② フードバンクが提供した食品が原因であり、原因が上記でない場合(原因が特定

### できない場合)

他団体への配布状況および発生状況の把握をおこない、提供先で個別に起因したものか、食品自体に起因しているのかを判断する

### 個別の場合、

提供先への食品の取り扱い等の状況を把握し、他の団体で発生していない場合は下記の基準にもとづき対応をおこなう



### 複数団体での発生

提供元へ連絡協議をおこなうと同時に 対応内容を下記の基準にもとづき対応 をおこなう。



- ○人体被害が複数発生及び事件性が考 えられる場合
- ① 提供先より、所轄官庁への届け出を 要請する
- ② フードバンク内における提供食品 の管理状況を把握し、所轄官庁から の調査要請に対し対応をおこなう
- ※上記以外については、提供先の責任の 元で対応をおこなうことを原則とする



- ○人体被害が複数発生した場合、もし くは、事件性が考えられる場合
- ① 理事長の判断のもと対策委員会を 設置
- ② 提供元、提供先へ連絡
- ③ 所轄官庁へ連絡
- ④ サンプリングの調査依頼、食品の トレースをおこなう

### 4. 責任範囲

食品提供において、販売商品でないことを鑑み、食品を受け取った時点で各自の責任 範囲で消費することを原則とします、しかし、フードバンクの仕組みのなかで、食品流 通の一部を担っている以上、道義的な責任と、誠実な対応が求められます。

したがいまして、食品事故に対し、賠償責任とは切り離した形で誠実な対応をおこなうことを基本とします。

2018年1月12日作成、フードバンク共同研究プロジェクト